

熊本県立芦北支援学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。したがって、いじめの防止等の対策は、教師自ら児童生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが児童生徒との信頼関係を築き上げ、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにしなければならない。そのため、いじめの防止等の対策は、いじめが将来にわたりいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることや、いじめは人としての心の課題であり、その解決が重要であることを児童生徒や教職員、保護者、地域住民等が十分に理解できるように進めなければならない。

これに加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することの重要性を認識し、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、児童生徒に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要である。

※「いじめに負けない」という表現は、いじめ心（人をいじめたい気持ち）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服し、いじめを決して許さず、乗り越えようとする心を高め合うことの大切さを述べたものである。

2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法による）

第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」

(1) 構成員

校長、教頭、小・中・高等部主事、訪問教育主任、分教室主任、生徒指導主事、人権教

育主任、保健主事、養護教諭、外部専門家委員から構成する。なお、情報集約担当者は教頭、保健主事（本校舎）、生徒指導主事（分教室）とする。

（２）組織の役割

いじめ防止対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって以下に例示するような中核となる役割を担う。

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- イ いじめの相談・通報の窓口
- ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有（主に情報集約担当者が行う）
- エ いじめの疑いに係る情報があった場合の緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取
- オ 関係児童生徒への指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応等への組織的な実施

また、学校基本方針の策定やその見直し、いじめの防止等の取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックやいじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめの防止等の取組をP D C Aサイクルの視点から検証を担う役割を持つ。

4 年間計画

（１）年間の取組についての検証を行う時期

各学期（１学期・２学期・３学期）に、児童生徒に対するアンケート調査やいじめの未然防止・早期発見等に関する取組を行い、いじめ防止対策委員会により検証を行うこととする。

（２）取組の評価、会議、校内研修の実施時期

ア 取組の評価

- ・いじめの未然防止に対する取組の評価（各学期）
- ・いじめの早期発見に対する取組の評価（各学期）
- ・いじめに対する措置の評価（各学期）

イ 会議等

学部会、校務分掌部会、職員会議、いじめ防止対策委員会を各学期に行い、各取組の検証を行う。取組及び検証結果をP T A総会で報告する。

ウ 校内研修

- ・いじめ防止基本方針に関する校内研修（4月）
- ・いじめ問題に係る職員研修（夏季休業）

(3) いじめの未然防止の取組と実施時期

いじめの未然防止のためには、児童生徒一人一人が主体的に学び、成就感や自己肯定感を感じることができるよう授業実践を行い、児童生徒が互いを理解し認め合う集団づくりや、児童生徒がいじめについて共通理解を図り、いじめを絶対に許さない雰囲気为学校全体に醸成していくことが大切である。そのため、普段の教育活動の中でいじめの未然防止のために以下の取組を実施する。

ア 児童生徒会活動

(ア) 全校集会（学期末1回、年間計3回）

- ・児童生徒会では、いじめのない学校づくりをするために、本校の目指す児童生徒像を念頭に、日々の活動の中で友情や助け合いについて考え行動するように、積極的に全児童生徒に訴える。

(イ) あしえんタイム（本校舎）委員会活動（分教室）

- ・集団での活動を通して、活動の幅を広げ、児童生徒同士の関係を深める。

イ 人権教育（人権教育推進委員会）

- ・人権教育研修等に積極的に参加し、人権感覚を磨く。教育活動の中で、本校児童生徒の些細な変化を見逃さず、児童生徒に寄り添いながら保護者や関係機関と連携し、いじめの未然防止に当たる。

- ・4月「新しい仲間について」
- ・12月「慣れ親しんだ仲間について」

ウ 道徳教育（授業）

- ・学校・家庭・地域における人間関係、人としての在り方について考える。

エ 情報モラル教育

教科「情報」（分教室）

- ・スマートフォンやコンピュータ等でインターネットを利用する際に、身に付けておくべき情報モラルについて考える。

オ 心のきずなを深める月間

6月に全校で取り組む。

- ・「児童生徒会スローガン」「あしえんの仲間ポスター」（本校舎）
- ・「いじめ0運動」、「ありがとうボックス」（分教室）

カ 「命を大切にする」心を育む指導プログラム

- ・児童生徒の実態に応じて取り組む。

(4) いじめの早期発見の取組と実施時期

いじめの早期発見のため以下の取組を実施する。

ア 朝の会（各担任）

校内外のいじめは、大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりしていることなど、気付きにくく判断しにくい形で行われていることを認識しなければならない。また、児童生徒は思春期の多感な時期であることから、わずかな兆候にもいじめの可能性を考えて、特に、毎朝の「日常生活の指導」やSHRで行われる様子観察や保護者との連絡帳のやり取りの中で、児童生徒の些細な変化を察知する。

イ アンケート調査（年3回：6月、11月、2月）

- ・いじめの実態を把握するとともに、迅速・適切な対応を行う。
- ・「心のアンケート」を実施する。
- ・「子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）」を実施する（分教室）

ウ 教育相談（学部主事主任及び教頭）

随時、児童生徒及び保護者のいじめに対する相談を受け付け、親身になって声を聴く。

エ 個別面談（各担任）

学校生活（健康・学習・その他）、家庭生活及び将来についての個別面談を行い、その中でいじめ等の有無について聞き出し、安心して学校生活を送ることができるよう配慮する。なお、担任の判断により随時個別面談を行う。

- ・面談週間 年3回：4～5月、10月、2月
- ・家庭訪問

オ 相談窓口の周知

養護教諭が窓口となり、いじめについての内容は必ず管理職へ報告し、対応を検討する。相談窓口について児童生徒及び保護者に周知する。

カ 校内研修

4月始めに、いじめ防止基本方針に関する校内研修を行い、いじめへの対応（未然防止・早期発見・対応等）を周知徹底する。また、長期休業中を利用して、いじめに関する校内研修を行い、教職員自身の人権感覚やコミュニケーション能力等の資質やスキルを高めていくよう努める。

キ その他

4月当初に警察署や最寄りの駅、本校児童生徒が立ち寄りそうな商店等に、児童生徒に関する情報提供を得られるよう、協力を依頼する。

5 いじめに対する措置

学校の教職員が、いじめを発見し、又は相談を受けた場合に、特定の教職員で抱え込まず、速やかに情報集約担当者に報告し、「いじめ防止対策委員会」を開催して組織的に対応する。いじめられた児童生徒を守り通すとともに、いじめた児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を前提に、本人が抱える課題や悩みを理解するなど教育的な配慮をしながら、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

(1) いじめられた児童生徒への対応

- 個別に事実確認を行う。気持ちを受け入れ共感することで心の安定を図る。事実確認が困難な場合には、周囲の児童生徒にも聞き取りを行う。
- 個人のプライバシーに十分配慮し、一緒に解決に向けて取り組むことを伝える。
- 前向きになれる言葉を掛けるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
- 家庭等に発見した当日のうちに事実関係を連絡し、解決に向けて取り組むことを伝える。

(2) いじめた児童生徒への対応

- 個別に聞き取りを行う。いじめた気持ちや状況等について十分に聞き、児童生徒の背景にも配慮して指導する。事実確認が困難な場合には、周囲の児童生徒にも聞き取りを行う。
- 心理的な孤立感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮の下、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめられた側の気持ちを認識させ、一緒に解決に向けて取り組むことを伝える。
- 家庭等に事実関係を説明し、再発防止に向けたよりよい解決と今後のかかわり方等の方針を伝える。

(3) 周りの児童生徒への対応

- 当該児童生徒だけの問題にとどめず、全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止、発見、訴える側への転換を促す。
- 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした姿勢を示す。
- 「傍観者」や「無関心な者」といった存在にならないように注意を払うように促す。

(4) 継続した対応

- いじめが解決したとみられる場合でも、引き続き十分な観察を行い、必要に応じた指導を継続する。
- 家庭等や専門家と連携し、当該児童生徒への心のケアに努める。

(5) いじめの解消についての判断基準（少なくとも以下の2つの要件を満たすこと）

- ①いじめに係る行為が止んでいること

- ・その期間は、少なくとも3か月を目安とする。
- ・いじめ被害の重大性からさらに長期の注視期間を設定し、期間が経過した段階で判断を行う。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

6 重大事態への対応

重大事態が発生した場合は、本校「いじめが背景に疑われる重大事態への対応マニュアル」に沿って対応する。

いじめ防止対策推進法第28条

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

なお、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

第2号の「相当の期間」については、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席している場合には、学校の判断により迅速に調査に着手する。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものと見なして報告・調査等に当たる。